

生物多様性国家戦略 2010（案）の特徴

1. 基本方針

生物多様性基本法の施行（平成 20 年 6 月）を受け、同法に基づく国家戦略を策定（法定化）するもの。2010 年（平成 22 年）10 月にわが国で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（以下「COP10」）に向けてのわが国の取組を視野に、第三次生物多様性国家戦略策定後の施策の進捗や変化を踏まえ、内容の充実を図る。

2. 主要新規事項

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

【目標】

平成 21 年末に生物多様性条約事務局への提出を予定しているポスト 2010 年目標の日本提案を踏まえ、わが国の目標として中長期目標（2050 年）を新たに位置づけるとともに、短期目標（2020 年）の目標年を明記し、その内容を充実。

【基本戦略】

おおむね平成 24 年度までに重点的に取り組む施策の大きな方向性として掲げた下記の 4 つの基本戦略について、以下の内容を充実。

①生物多様性を社会に浸透させる

○生物多様性の社会における「主流化」の促進

生物多様性基本法に定められた国民、事業者、地方公共団体等の責務の円滑な実施を支援・促進し、多様な主体が必要な活動を見出し、行動していく社会を実現するため、生物多様性広報・参画推進委員会における検討を中心に、生物多様性の社会における「主流化」を体系的に促進する。

○地域レベルの取組の促進・支援

「都市と生物多様性」等の国際的な動向も踏まえつつ、生物多様性地域戦略策定の手引きを活用して、地域戦略策定を促進する。

生物多様性保全推進支援事業により地域における生物多様性保全の取組を支援するとともに、地域レベルの生態系ネットワークの構築を推進する。

○エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法の施行、エコツーリズム推進基本方針の閣議決定を受け、エコツーリズムの効果的な推進を図る。

②地域における人と自然の関係を再構築する

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止の推進

「鳥獣被害防止特措法」により、市町村が作成する被害防止計画に基づく、里地里山の整備による生息環境管理、個体数調整や防護柵による被害防止等の取組を総合的に支援する。

○森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」を踏まえ、森林・林業関係者をはじめとする国民の森林の生物多様性に対する理解の促進を図り、関係者との連携により必要な取組を推進する。

○絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討

「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」に基づき、動物園、植物園等と連携した希少野生動植物の生息域外保全の取組を推進する。

種の保存法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

○自然共生社会と循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

「第2次循環型社会形成推進基本計画」や低炭素社会構築に向けた国内外の動向を踏まえ、循環型社会、低炭素社会の構築に関する取組を自然共生社会の構築とあわせて統合的に推進する。

③森・里・川・海のつながりを確保する

○自然公園法・自然環境保全法の改正を踏まえた取組の推進

海域公園地区制度等の活用による海域保全の充実及び生態系維持回復事業制度を活用した生態系被害の防止等を推進する。地域の住民や企業・団体等の参画も得ながら、生物多様性保全の屋台骨である国立公園等の地域の保全について、より一層の推進を図る。

○自然再生基本方針の見直しを踏まえた自然再生の推進

自然再生基本方針の見直しを踏まえ、地域の自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習・研究の推進を図ることにより、自然再生の持続的な実施を図る。

④地球規模の視野を持って行動する

○生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成功

議長国として、2010年に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を成功させる。

COP10の主要議題のひとつである「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」、遺伝子組換え生物に係るカルタヘナ議定書「責任と救済」に関する議論とそれに関連するCOP10における決定の実施に貢献する。

COP11（2012年）までのCOP議長国期間中及び議長国期間終了後、我が国の先進的な取組の発信、「ポスト2010年目標」の達成のために必要な途上国の取組を支援することなどにより、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を国際的に主導する。

○2010年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献

「ポスト2010年目標」に対する我が国からの提案の検討等を通じ、国際的議論の進捗に貢献する。ポスト2010年目標については、関係者との意見交換を行いつつ検討を進め、多様な主体に共有され、具体的行動につながる目標を日本から提案し、COP10における議論をリードする。

○生物多様性における経済的視点の導入

「生態系と生物多様性の経済評価（TEEB）」のとりまとめ作業に連携協力するための、経済評価に関する研究プロジェクトを推進する。

さらに、国際的な議論の動向も踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に経済的視点を導入した、効果的な政策の検討に着手する。

○生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化

地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化の推進を通じて、科学的な基盤の強化に貢献する。国内においては既存の生物多様性に関する情報について、関係機関が連携してネットワーク化を進める。

○科学と政策のインターフェース（接点）の強化

生物多様性版 IPCC と言われる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）」の設立に関する国際的な検討プロセスに積極的に関与し、効果的、効率的な枠組みとなるよう貢献する。

○SATOYAMA イニシアティブの推進

里山等の生物多様性保全と両立した持続可能な自然資源の利用・管理に貢献するため、国内外において SATOYAMA イニシアティブを推進する。

さらに、多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みとして、「SATOYAMA 国際パートナーシップ（仮称）」を設立するため、国内外で専門家会合やワークショップを開催する。

○気候変動への対応の強化

温室効果ガス排出量の削減と生物多様性の保全及び持続可能な利用の両者に資するような手法（コベネフィット・アプローチ）を検討・推進する。

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

○「第1部 戦略」の「基本戦略」の充実等を踏まえ、具体的施策を充実・強化（具体的施策の数を、約660から約710に拡充）。

○新たに「循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」の節を設置。